

りょういくてちょう

療育手帳について

りょういくでちょう **〇療育手帳って・・・?**

^{ちてきしょう} 知的障がいがあることを証 明するものです。

障がいの程度は、3種類に分けられます。

大阪府の障がいの程度 (総合判定) A:重度

ちゅうど B1:中度

B2:軽度



ったきしょう 〇知的障がいって・・・?

- ゕんが ぉぽぇ せつめい けいさん ちてき ちから しょう ①考えたり、覚えたり、説明したり、計算したりする知的な力の障がい。
- ②それが原因で、生活に困りごとが起きている。
- ③これが、子どもの頃(18才まで)から今まで続いている
- ⇒ この①②③がそろうことを、知的 障 がい といいます。
- ⇒ ③について、学力や知能(発達)検査の結果がわかる資料、家族 などの話が必要です。難しい場合は、相談してください。(18学覧記で物めて しょうとう

※18 2 もないによう。 なおきかぶの りょういくでも 紀 かんだい こう で いっかい とう かいとり ひがいとう で 大阪府の療育 手帳の判定を 受け、知能(発達)検査 の結果により非該当となった場合、その後、再度療育 手帳の 申請を されても、18 2 までにあらわれた にがいてはないため、療育手帳は非該当になります。

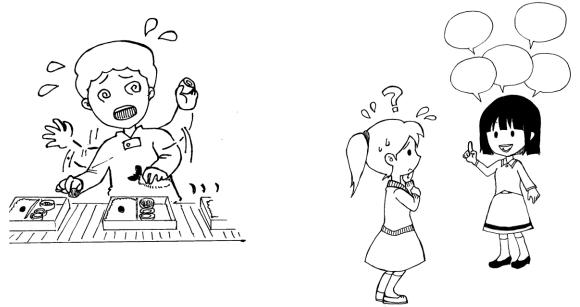
〇知的障がいが起こるのは・・・?

いろいろな原因がありますが、はっきりしないことが多いです。

たとえば、病気、事故などで脳に傷を負ったことが原因となることもあります。そのため、障がいは誰にでも起こる可能性があります。

Oこんなことで困っていませんか・・・?

字どもの頃: 勉強がわからない・友達とうまく付き合えない・など 大人になって: 仕事で失敗しやすい・言われていることがわからない・お



『わからない・自信がない・話についていけない・どうすればいいの?・また怒られた・頑張ってるのに・・・』

じぶん ちてきしょう 自分に知的障がいがあることを、分かってもらえます。 こま とき そうだん 困った時に相談できるところがあります。

ゎリぴき 割引などのサービスを受けることができます。



りょういくてちょう てっづき **〇療育手帳の手続き・・**

すべての手続きの窓口は、住んでいる市町村です。

- ・はじめて申し込む時
- ・更新する時
- ・住所や名前などが変わった時
- ・大阪府以外(大阪市・堺市・他府県)へ引っ越した時 ※この場合は、引っ越し先の市町村が窓口です
- ・なくした時



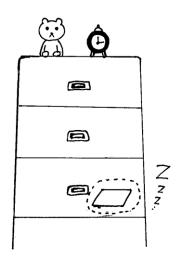
〇大事なのは・・・あなたが決めることです。

使わない時はしまっておいてもかまいません。

ਹਰਫ਼ਰ 必要がなくなったら、返すこともできます。







りょういくてちょう まどぐち **療 育 手帳の窓口**:

そうだんしぇんじぎょうしょ 相談支援事業所:

しょう しゃしゅうぎょう せいかつしぇん **障がい者就業・生活支援センター**:

はっこうもと おおさかふしょう しゃじりっそうだんしえん ちてきしょう しゃしぇんか 発行元 大阪府 障 がい者自立相談支援センター 知的 障 がい者支援課

〒558-0001 大阪府大阪市住吉区大領3丁目2-36

でんわばんごう 電話番号 06-6692-5263 FAX番号 06-6692-3981

このリーフレットと、さらにくわしい情報は、ホームページでもご覧いただけます。

http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/titeki/kouhou.html